

四国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年12月21日)

開催日及び場所		平成23年 9月28日（水曜日）四国森林管理局会議室		
委員		坂本 伸廣（税 理 士） 田中 章夫（公認会計士） 西森やよい（弁 護 士）		
審議対象期間		平成23年 4月 1日～平成23年 6月30日		
審議対象案件		184件 うち、1者応札案件 66件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		78件 うち、1者応札案件 31件 （抽出率42％） （抽出率 47％） 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 （抽出率 0％）		
抽出 案件 内 訳	工 事 出 給	一般競争 14件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	指 公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	該当なし	
	業 務 内 訳	一般競争 6件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	指 公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	随 公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	1件
	物品・役務等	一般競争 47件 うち、1者応札案件29件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争 該当なし		
		役 随意契約（企画競争・公募） 7件		
		等 随意契約（その他） 3件		
	（特記事項）なし			

意見・質問	回答等
委員からの意見・質問 ○競争参加資格について、土木工事では「工事の元請け実績が平成８年以降」、造林や生産事業では、「同業種の実績が平成８年以降あるもの」となっており、この違いは何か。「実績がある」とは、下請けで入っていた場合も実績として扱われるということか。 ○土木工事（一般競争入札）について、工事等級がＣ、競争参加資格の等級がＢ・Ｃとなっているが、同等級と直近上下のＢ・Ｃ・Ｄではなかったのか。 ○生産事業は、非常に１者応札が多い。競争参加資格で「更に上下等級」に参加資格を広げているが、効果はでていないのか。 ○治山コンサルの総合評価落札方式について、技術点と価格点で評価値が決定し落札者が決まるが、技術点で大差がつくと、かなりの低入札でないと落札できない。競争の効果が小さいのではないか。 ○指名停止を受けた後は、格付け等級や技術点など今後の評価や業務運営に影響するのか。	○土木工事の場合は、「元請け」の実績がいる。入札公告や入札説明書で元請けと明記しており、全国共通の取扱いとなっている。対象は、国有林での事業だけではなく、県や市町村での事業も実績として扱う。一方、造林及び生産事業については、今年度４月１日以降の入札公告から下請けの実績も認めている。 ○造林・生産事業ではそのようにしているが、土木工事については、Ｄ等級の業者数はかなり多く、品質確保の点からも、Ｃ等級工事には参加させていない。今後は、Ｄ等級の中からもＣ等級工事に参加できるよう、競争参加資格の緩和を検討する考えである。 ○生産事業の発注に当たっては、１者応札等の事態を改善するために、競争参加資格を広げ公告を行っているところであるが、期待した効果は十分には現れていない。生産事業に携わっている事業体は、現在、四国４県に４０数者あるが、年間の発注件数が７０数件ほどあり、事業体数が相対的に少ないこと等から、１者応札となりやすい現状がある。 ○これまで、低価格入札で、品質確保が出来ない可能性があるということが問題となってきた。このため、総合評価落札方式を導入する中で、技術力を評価している。なお、品質確保を重視しているため、技術点の配分が大きくなっているが、これは林野庁全体で統一に行っているところである。 ○土木工事・造林・生産事業では、工事や事業の成績評価に反映させている。生産・造林事業では、総合評価落札方式の「過去２年間における指名停止処分の有無」という項目で、加算されない。また、２ヵ年毎の一般競争参加資格の申請時の審査の減点対象になる。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これらの対し部局長が講じた措置〕	特になし